

奈良市公報

第 292 号

平成25年 5月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 1
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 2
- 土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧… 2
- 土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧…………… 2
- 土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧… 3
- 土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧…………… 3
- 住居番号の設定…………… 3
- 徴収事務の委託…………… 3
- 一般競争入札の実施…………… 3
- 徴収事務の委託…………… 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 4
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 5
- 収納事務の委託…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 7
- 総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 8
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の

- 廃止……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 民生委員の定数の決定……………10
- 民生委員協議会を組織する区域の決定……………11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………15
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………15
- 特定計量器定期検査の実施……………15

訓 令

- 奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令……………16
- 奈良市法令審査会規程の一部を改正する訓令……………16

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………16

公 営 企 業

- 奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程……………17
- 収納事務の委託……………18
- 計量業務の委託……………18
- 一般競争入札の実施……………19

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………20

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………20

議 会

- 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程……………21
- 奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則……………27
- 奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則……………27

告 示

奈良市告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年 4月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	平成25年 3月31日 平成25年 3月31日
名称	主たる事務所の所在地		
香梅苑訪問入浴介護事業所	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山817番地 5		

社会福祉法人 広瀬福祉会	奈良県山辺郡山添村広瀬823番地
--------------	------------------

(平成25年4月2日揭示済)

奈良市告示第241号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年4月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
介護サービスセンター佐紀	奈良県奈良市佐紀町3106番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年4月1日 平成25年4月1日
株式会社 ユニオンノック	奈良県奈良市佐紀町3106番地		

(平成25年4月2日揭示済)

奈良市告示第242号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。
なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成25年4月2日

奈良市長 仲川元庸
記

- 起業者の氏名及び住所
奈良県
奈良県奈良市登大路町30番地
- 事業の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・108号大森高畑線
- 書類の受理日
平成25年3月29日
- 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条栄町	135番1	宅地	宅地

- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 縦覧期間
公告の日から平成25年4月16日まで

(平成25年4月2日揭示済)

奈良市告示第243号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成25年4月2日

奈良市長 仲川元庸
記

- 起業者の氏名及び住所
奈良県
奈良県奈良市登大路町30番地
- 事業の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・108号大森高畑線
- 書類の受理日
平成25年3月29日
- 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条栄町	135番1	宅地	宅地

- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 縦覧期間
公告の日から平成25年4月16日まで

(平成25年4月2日揭示済)

奈良市告示第244号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。
なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成25年 4月2日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県
奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・108号大森高畑線
- 3 書類の受理日
平成25年 3月29日
- 4 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条栄町	136番2	田	田 公衆用道路

- 5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 6 縦覧期間
公告の日から平成25年 4月16日まで
(平成25年 4月2日揭示済)

奈良市告示第245号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成25年 4月2日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県
奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・108号大森高畑線

- 3 書類の受理日
平成25年 3月29日
- 4 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条栄町	136番2	田	田 公衆用道路

- 5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 6 縦覧期間
公告の日から平成25年 4月16日まで
(平成25年 4月2日揭示済)

奈良市告示第246号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年 4月3日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年 4月3日揭示済)

奈良市告示第247号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年 4月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市都祁交流センター 使用料 奈良市都祁体育館使用料

- 2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで	奈良市都祁交流センター 使用料 奈良市都祁体育館使用料

(平成25年 4月3日揭示済)

奈良市告示第248号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に

より公告します。

平成25年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 消防救急デジタル無線システム
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成26年3月31日
- (5) 担当課 奈良市消防局情報救急室指令課
電話 0742-35-1191

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度において奈良市物品購入等入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(1)電気通信機器」の「(2)通信機器」として登録されている者のうち、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。ただし、平成25年度に新規登録された者は、入札参加できません。

- (1) 平成20年度以降（過去5年間）において、地方公共団体等が発注した消防救急デジタル無線整備の契約履行実績があり、かつ納入する物品の機能が当該仕様書の仕様を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年4月3日から平成25年5月9日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
ア 一般競争入札参加申請書
イ 平成20年度以降（過去5年間）において、地方公共団体等が発注した消防救急デジタル無線整備の契約履行実績が確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）
- (2) 入札参加申請方法
平成25年4月3日から平成25年4月16日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。
- (3) 入札参加者の決定通知
平成25年4月24日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件

が判明した場合は、入札参加できません。

5 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。

- (1) 提出日時 平成25年4月17日午前9時から午後4時まで
- (2) 提出先 奈良市消防局情報救急室指令課
メールアドレス shoubou-shirei@city.nara.lg.jp
- (3) 回答日 質疑に対する回答は、平成25年4月30日午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。又契約課において閲覧に供します。

6 入開札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入開札の日 平成25年5月10日 午前9時30分。入札完了と同時に開札
- (3) 入開札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年4月3日揭示済)

奈良市告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市総合福祉センター 体育館利用料
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 青山 昭典	奈良市立みどりの家 歯科診療所にかかる 使用料及び手数料

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(平成25年4月3日揭示済)

奈良市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

の規定により神殿栄町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 4月 3日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	立石篤男 奈良市神殿町265番地	立石篤男 奈良市神殿町265番地

(代表者の重任)

2 変更の年月日

平成25年 4月 1日

(平成25年 4月 3日 揭示済)

奈良市告示第251号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年 4月 4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地(第2工区)から発生する濃縮塩をローリー車(積載量10トン以下)又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成25年 5月 1日から平成26年 3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内

(5) 排出日量 濃縮塩(液状)約4トン/日(対水比重1.1)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 奈良市米谷町863

奈良市土地改良清美事務所

(2) 日時 平成25年 4月 4日(木)から同月 9日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午

後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市米谷町863

奈良市土地改良清美事務所 会議室

(2) 日時 平成25年 4月22日(月)午後1時30分から

以下省略

(平成25年 4月 4日 揭示済)

奈良市告示第252号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年 4月 4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地(第2工区)から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車(積載量10トン以下)により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成25年 5月 1日から平成26年 3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥(脱水ケーキ)約0.1トン/日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 奈良市米谷町863

奈良市土地改良清美事務所

(2) 日時 平成25年 4月 4日(木)から同月 9日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市米谷町863

奈良市土地改良清美事務所 会議室

(2) 日時 平成25年 4月22日(月)午後2時00分から

以下省略

(平成25年4月4日揭示済)

奈良市告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	老人福祉センター使用料

会長 福井 重忠

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(平成25年4月4日揭示済)

奈良市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人北寿会 登美ヶ丘クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	平成25年4月1日 平成25年4月1日
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番		

(平成25年4月5日揭示済)

奈良市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
熊見 省吾		柔道整復	平成24年12月31日
くまみ整骨院（熊見 省吾）	奈良県奈良市南城戸町39-1		

(平成25年4月5日揭示済)

奈良市告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

南原 智彦		柔道整復	平成25年3月6日
つなぐ鍼灸整骨院（南原 智彦）	奈良県奈良市富雄元町二丁目6番22号		

(平成25年4月5日揭示済)

奈良市告示第257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年4月5日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

（平成25年4月5日揭示済）

奈良市告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年4月5日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年3月6日 奈良市指令都整開 第12A-49号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年4月5日 第1351号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市青野町111番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番4

株式会社栗実住宅 代表取締役 古川好男

（平成25年4月5日揭示済）

奈良市告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	大北 昌宏 奈良市和田町634番地	大谷 秀実 奈良市和田町677番地

2 変更の年月日

平成25年4月1日

（平成25年4月8日揭示済）

奈良市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	浅瀬 愛子 奈良市東登美ヶ丘四丁目14番7号	山岡 富美子 奈良市東登美ヶ丘四丁目15番12号

2 変更の年月日

平成25年4月1日

（平成25年4月8日揭示済）

奈良市告示第261号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年4月8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成25年4月8日揭示済）

奈良市告示第262号

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年4月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第9条中「施設課」を「クリーンセンター建設準備課」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月9日から施行し、この告示に

よる改正後の奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成25年4月9日揭示済)

奈良市告示第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第8項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成25年4月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 一団地の区域の地名地番
奈良市鶴舞東町657番13の一部
- 2 認定年月日及び認定番号
(1) 認定年月日 平成25年4月11日
(2) 認定番号 奈良市指令整建第18号
- 3 関係図書の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部
まちづくり指導室 建築指導課

(平成25年4月11日揭示済)

奈良市告示第264号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年4月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年4月11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年4月11日揭示済)

奈良市告示第265号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年4月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市子ども未来部子育て相談課 を

奈良市子ども未来部保育課」
「奈良市子ども未来部こども園推進課
奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課
奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市子ども未来部子育て相談課」
「奈良市教育委員会教育総務部地域教育課
奈良市教育委員会学校教育部学校教育課」
「奈良市教育委員会学校教育部学校教育課
奈良市教育委員会学校教育部地域教育課」

附則

この告示は、平成25年4月11日から施行し、この告示による改正後の奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成25年4月11日揭示済)

奈良市告示第266号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年4月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託
 - (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
 - (3) 業務期間 平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 業務概要 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の条件に定める基準を全て満たすものであること。
 - (1) 平成25年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（第1～3希望）が「(W3)」の「産業廃棄物収集運搬業」として登録されている者
 - (2) 奈良市内に本店又は支店・営業所を有すること。
 - (3) 平成23年度以降（過去2年間）において、同等の契約実績があること。
 - (4) 市町村税を滞納していないこと。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業(奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可)及び産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を受けている者であること。
- なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。
- (10) 上記の許可内容が、仕様書に記載する産業廃棄物を全て処分できるものであること。
- (11) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。
- (12) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。

ア 日時

平成25年4月12日(金)から平成25年4月25日(木)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所

奈良市総務部管財課

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成25年4月25日(木)午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 奈良市総務部管財課

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4999

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、平成25年5月1日(水)午後5時00分までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成25年5月1日(水)午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。

5 入開札の場所及び日時

平成25年5月15日(水) 午後1時30分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年4月12日揭示済)

奈良市告示第267号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年4月12日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成25年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目(第1~3希望)が「(W3)」の「産業廃棄物収集運搬業」として登録されている者
- (2) 奈良市内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (3) 平成23年度以降(過去2年間)において、同等の契約実績があること。
- (4) 市町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業(奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可)及び産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を受けている者であること。
- なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。
- (10) 上記の許可内容が、仕様書に記載する産業廃棄物を

- 全て処分できるものであること。
- (11) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。
- (12) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。
- 3 仕様書等を示す日時及び場所
- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。
- ア 日時
平成25年4月12日(金)から平成25年4月25日(木)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 場所
奈良市総務部管財課
- 4 仕様書等に関する質問
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
- ア 提出日時 平成25年4月25日(木) 午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 奈良市総務部管財課

【訪問入浴・介護予防訪問入浴】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100265	奈良市法蓮佐保山一丁目13番30号	ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション	大阪市平野区背戸口五丁目6番地23号	ホームケア株式会社	平成25年3月31日
2971100033	奈良市月ヶ瀬尾山817番地5	香梅苑訪問入浴介護事業所	山辺郡山添村広瀬823番地	社会福祉法人 広瀬福祉会	平成25年3月31日

【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970102170	奈良市六条二丁目7番28号	ハッピーデイサービスセンター	奈良市六条二丁目7番7号	有限会社 京西ハッピーサービス	平成25年4月11日

(平成25年4月12日揭示済)

奈良市告示第269号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年4月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-4999

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、平成25年5月1日(水)午後5時00分までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成25年5月1日(水)午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。

- 5 入開札の場所及び日時
平成25年5月15日(水) 午後2時00分
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年4月12日揭示済)

奈良市告示第268号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成25年4月12日

奈良市長 仲川元庸

平成25年4月12日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年4月12日揭示済)

奈良市告示第270号

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条の規定により、次のとおり民生委員の定数を定めたので、奈良市民生委員法施行細則(平成19年奈良市規則第31号)第2条の規定により告示します。

平成25年 4月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 民生委員の定数
771名

2 定めた年月日
平成25年 4月 1日

(平成25年 4月12日揭示済)

奈良市告示第271号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定により、次のとおり民生委員協議会を組織する区域を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第6条の規定により告示します。

平成25年 4月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 民生委員協議会を組織する区域

椿井地区	東寺林町	下御門町	寺町	西御門町
	西寺林町	勝南院町	北向町	小西町
	今御門町	北室町	本子守町	林小路町
	池之町	阿字万字町	小川町	高天町
	南市町	東城戸町	西城戸町	漢国町
	元林院町	椿井町	北風呂町	登大路町
	橋本町	角振町	百万ヶ辻子町	下三条町
	樽井町	角振新屋町	馬場町	三条町の一部
	餅飯殿町	上三条町	東向南町	
	光明院町	奥子守町	東向中町	
飛鳥地区	鶴福院町	川之上突抜町	芝突抜町	南紀寺町一丁目
	不審ヶ辻子町	川之上突抜北方町	紀寺町	南紀寺町二丁目
	中院町	川之上突抜南方町	西紀寺町	南紀寺町三丁目
	鵜町	川之上町	高畑町	南紀寺町四丁目
	公納堂町	築地之内町	白毫寺町	南紀寺町五丁目
	福智院町	納院町	東紀寺町一丁目	
	十輪院畑町	薬師堂町	東紀寺町二丁目	
	十輪院町	毘沙門町	東紀寺町三丁目	
鼓阪地区	油留木町	東包永町	水門町	青山五丁目
	押上町	雑司町	興善院町	青山六丁目
	南半田東町	手貝町	般若寺町	青山七丁目
	北半田東町	川上町	奈良阪町	青山八丁目
	川久保町	東之阪町	青山一丁目	青山九丁目
	今小路町	北御門町	青山二丁目	法蓮町の一部
	中御門町	今在家町	青山三丁目	芝辻町の一部
	東笹鋒町	春日野町	青山四丁目	中ノ川町の一部
佐保台地区	佐保台一丁目	佐保台二丁目	佐保台三丁目	佐保台西町
濟美地区	中新屋町	西新屋町	京終地方西側町	西木辻町
	芝新屋町	三棟町	南城戸町	南魚屋町
	元興寺町	東木辻町	南中町	杉ヶ町
	井上町	鳴川町	南袋町	南肘塚町
	中辻町	花園町	南風呂町	南京終町一丁目
	肘塚町	瓦堂町	小太郎町	
	脇戸町	北京終町	南新町	
	高御門町	南京終町	柳町	
	陰陽町	京終地方東側町	大森町	
濟美南地区	桂木町	南京終町五丁目		
	南京終町二丁目	南京終町六丁目		
	南京終町三丁目	南京終町七丁目		
	南京終町四丁目			

佐保地区	中筋町	南半田中町	北袋町	北市町
	東向北町	北半田西町	西包永町	法蓮町の一部
	大豆山町	北半田中町	多門町	奈保町
	大豆山突抜町	半田横町	阪新屋町	半田開町
	坊屋敷町	押小路町	奥芝町	法蓮佐保山一丁目
	花芝町	後藤町	西新在家号所町	法蓮佐保山二丁目
	宿院町	北魚屋東町	西新在家町	法蓮佐保山三丁目
	鍋屋町	北魚屋西町	菖蒲池町	法蓮佐保山四丁目
	半田突抜町	高天市町	内侍原町	東新在家町
	北小路町	西笹鉾町	畑中町	南法蓮町
	南半田西町	北川端町	船橋町	芝辻町の一部
大宮地区	油阪地方町	油阪町	大宮町一丁目	大宮町六丁目
	芝辻町の一部	三条本町	大宮町二丁目	大宮町七丁目
	三条町の一部	三条宮前町	大宮町三丁目	芝辻町の一部
	今辻子町	三条添川町	大宮町四丁目	二条大路南一丁目
	西之阪町	三条大宮町	大宮町五丁目	三条大路一丁目
佐保川地区	法蓮町の一部	芝辻町一丁目	芝辻町四丁目	
	法華寺町の一部	芝辻町二丁目	北新町	
	芝辻町の一部	芝辻町三丁目	佐紀町の一部	
都跡地区	尼辻町甲	尼辻西町	七条東町	三条大路二丁目
	尼辻町乙	南新町	二条町一丁目	三条大路三丁目
	七条町	佐紀町の一部	二条町二丁目	三条大路四丁目
	柏木町	五条町	二条町三丁目	三条大路五丁目
	八条町の一部	六条町	二条大路南二丁目	四条大路二丁目
	尼辻北町	六条一丁目の一部	二条大路南三丁目	四条大路三丁目
	尼辻中町	尼辻町	二条大路南四丁目	四条大路四丁目
	尼辻南町	西ノ京町	二条大路南五丁目	四条大路五丁目
六条地区	五条二丁目	六条三丁目	七条一丁目	六条西三丁目
	五条三丁目	六条緑町一丁目	七条二丁目	六条西四丁目
	五条西一丁目	六条緑町二丁目	六条西一丁目	六条西五丁目
	五条西二丁目	六条緑町三丁目	六条西二丁目	六条西六丁目
	赤膚町	七条西町一丁目		
	六条二丁目	七条西町二丁目		
大安寺地区	八条一丁目	八条五丁目の一部	大安寺四丁目	
	八条二丁目	大安寺一丁目	大安寺五丁目	
	八条三丁目	大安寺二丁目	大安寺六丁目	
	八条四丁目	大安寺三丁目	大安寺七丁目	
大安寺西地区	大森西町	大安寺町	恋の窪東町	大安寺西二丁目
	三条檜町	恋の窪一丁目	四条大路南町	大安寺西三丁目
	三条栄町	恋の窪二丁目	八条五丁目の一部	四条大路一丁目
	三条川西町	恋の窪三丁目	大安寺西一丁目	
東市地区	古市町	鹿野園町	横井三丁目	横井七丁目
	横井町	藤原町	横井四丁目	
	八島町	横井一丁目	横井五丁目	
	鉢伏町	横井二丁目	横井六丁目の一部	
明治地区	北永井町	神殿町	出屋敷町	横井六丁目の一部
	北之庄町	南永井町・甲	北之庄西町一丁目	
	南永井町	南永井町・乙	北之庄西町二丁目	

辰市地区	八条町の一部	杏町	西九条町三丁目	
	東九条町	西九条町一丁目	西九条町四丁目	
	西九条町	西九条町二丁目	西九条町五丁目	
帯解地区	窪之庄町	山町	柴屋町	
	池田町	今市町	田中町	
精華地区	米谷町	興隆寺町	北椿尾町	虚空蔵町
	中畑町	南椿尾町	菩提山町	高樋町
平城地区	中山町西一丁目の一部	山陵町	秋篠三和町一丁目	敷島町一丁目
	押熊町の一部	秋篠町	秋篠三和町二丁目	敷島町二丁目
	中山町	秋篠早月町	秋篠新町	歌姫町
伏見地区	横領町	菅原町	疋田町一丁目	西大寺芝町一丁目
	疋田町	青野町	疋田町二丁目	西大寺芝町二丁目
	西大寺小坊町	若葉台一丁目	疋田町三丁目	西大寺野神町一丁目
	西大寺新田町	若葉台二丁目	疋田町四丁目	西大寺野神町二丁目
	西大寺新池町の一部	若葉台三丁目	疋田町五丁目	西大寺高塚町
	西大寺町	若葉台四丁目	西大寺南町	宝来町の一部
	西大寺国見町一丁目	西大寺国見町二丁目		
伏見南地区	五条一丁目	宝来一丁目	宝来五丁目	平松三丁目
	五条畑一丁目	宝来二丁目	平松町	平松四丁目
	五条畑二丁目	宝来三丁目	平松一丁目	平松五丁目
	宝来町の一部	宝来四丁目	平松二丁目	
西大寺北地区	西大寺新池町の一部	西大寺新町一丁目	西大寺北町一丁目	西大寺竜王町一丁目
	西大寺宝ヶ丘	西大寺新町二丁目	西大寺北町二丁目	西大寺竜王町二丁目
	西大寺東町一丁目	西大寺本町	西大寺北町三丁目	西大寺赤田町一丁目
	西大寺東町二丁目	西大寺栄町	西大寺北町四丁目	西大寺赤田町二丁目
あやめ池地区	あやめ池南一丁目	あやめ池南四丁目	あやめ池南七丁目	あやめ池北一丁目
	あやめ池南二丁目	あやめ池南五丁目	あやめ池南八丁目	あやめ池北二丁目
	あやめ池南三丁目	あやめ池南六丁目	あやめ池南九丁目	あやめ池北三丁目
鶴舞地区	学園北二丁目	学園朝日元町一丁目	鶴舞東町	鶴舞西町(1番)
	学園朝日町	学園朝日元町二丁目		
学園南地区	学園南一丁目	学園南二丁目	学園南三丁目の一部	学園大和町一丁目の一部
学園三碓地区	学園大和町一丁目の一部	学園大和町六丁目の一部	学園中二丁目	三碓四丁目
	学園大和町二丁目	三碓町	学園中三丁目	三碓五丁目
	学園大和町三丁目	西千代ヶ丘一丁目	三碓一丁目	三碓六丁目
	学園大和町四丁目	西千代ヶ丘二丁目	三碓二丁目	三碓七丁目
	学園大和町五丁目	西千代ヶ丘三丁目	三碓三丁目	
登美ヶ丘地区	中登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘六丁目	西登美ヶ丘四丁目	松陽台一丁目
	登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	松陽台二丁目
	登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘四丁目	西登美ヶ丘二丁目	二名町
	登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘五丁目	西登美ヶ丘三丁目	
富雄地区	学園大和町六丁目の一部	三松四丁目	富雄元町四丁目	学園中五丁目
	三松一丁目	富雄元町一丁目	富雄川西一丁目の一部	富雄北二丁目
	三松二丁目の一部	富雄元町二丁目	富雄川西二丁目	富雄北三丁目
	三松三丁目	富雄元町三丁目	学園中四丁目	富雄北一丁目
富雄南地区	中町の一部	藤ノ木台一丁目	大和田町	青垣台二丁目
	丸山一丁目	藤ノ木台二丁目	千代ヶ丘一丁目	青垣台三丁目
	丸山二丁目	藤ノ木台三丁目	千代ヶ丘二丁目	学園中一丁目
	大倭町	藤ノ木台四丁目	千代ヶ丘三丁目	
	菅野台	石木町	青垣台一丁目	

富雄第三地区	帝塚山一丁目	帝塚山南一丁目	帝塚山南五丁目	帝塚山七丁目
	帝塚山二丁目	帝塚山南二丁目	帝塚山四丁目	帝塚山中町
	帝塚山三丁目	帝塚山南三丁目	帝塚山五丁目	帝塚山西一丁目
	富雄泉ヶ丘	帝塚山南四丁目	帝塚山六丁目	帝塚山西二丁目
鳥見地区	三松ヶ丘	鳥見町二丁目	鳥見町四丁目	
	鳥見町一丁目	鳥見町三丁目		
二名地区	西登美ヶ丘五丁目	二名三丁目	二名平野二丁目	
	西登美ヶ丘六丁目	二名四丁目	二名東町	
	西登美ヶ丘七丁目	二名五丁目	大淵町	
	西登美ヶ丘八丁目	二名六丁目	松陽台三丁目	
	二名一丁目	二名七丁目	松陽台四丁目	
	二名二丁目	二名平野一丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	
青和地区	学園北一丁目	百楽園三丁目	学園新田町	学園緑ヶ丘三丁目
	鶴舞西町(1番除く)	百楽園四丁目	学園赤松町	
	百楽園一丁目	百楽園五丁目	学園緑ヶ丘一丁目	
	百楽園二丁目	南登美ヶ丘	学園緑ヶ丘二丁目	
平城西地区	中山町西三丁目	朝日町一丁目	中山町西二丁目	中山町西四丁目
	朝日町二丁目			
東登美ヶ丘	登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘一丁目	北登美ヶ丘五丁目
	登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘三丁目	北登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘六丁目
	登美ヶ丘六丁目	東登美ヶ丘四丁目	北登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘二丁目
	東登美ヶ丘五丁目	北登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘六丁目
田原地区	横田町	中之庄町	杳掛町	水間町
	茗荷町	中貫町	此瀬町	別所町
	矢田原町	大野町	和田町	
	長谷町	矢田原町・甲	須山町	
	杣ノ川町	矢田原町・乙	誓多林町	
	南田原町	日笠町	田原春日野町	
柳生地区	柳生町	興ヶ原町	大保町	北野山町
	柳生下町	邑地町	丹生町	
大柳生地区	大柳生町	大平尾町	大慈仙町	
	阪原町	忍辱山町		
東里地区	須川町	園田町	法用町	
	南庄町	平清水町	東鳴川町	
	北村町	生琉里町	中ノ川町の一部	
狭川地区	狭川両町	狭川東町	広岡町	
	西狭川町	下狭川町		
神功地区	神功一丁目	神功三丁目	神功五丁目	
	神功二丁目	神功四丁目	神功六丁目	
右京地区	右京一丁目	右京三丁目	右京五丁目	
	右京二丁目	右京四丁目		
朱雀地区	朱雀一丁目	朱雀三丁目	朱雀五丁目	
	朱雀二丁目	朱雀四丁目	朱雀六丁目	
左京地区	左京一丁目	左京三丁目	左京五丁目	
	左京二丁目	左京四丁目	左京六丁目	
月ヶ瀬地区	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬長引	月ヶ瀬月瀬	
	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬嵩	月ヶ瀬桃香野	

都祁地区	都祁南之庄町	都祁小山戸町	針町	都祁馬場町
	都祁甲岡町	都祁相河町	針ヶ別所町	荻町
	来迎寺町	都祁吐山町	小倉町	
	都祁友田町	都祁こぶしが丘	上深川町	
	蘭生町	都祁白石町	下深川町	

2 定めた年月日
平成25年 4月 1日

(平成25年 4月12日揭示済)

奈良市告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 4月15日

奈良市長 仲川 元庸

高の原駅前なかお 歯科医院	奈良県奈良市朱雀三丁目 11-7山善高の原駅前ビ ル東103	平成25年 4月 1日
みずの歯科	奈良県奈良市三条松町27 -18-1階	平成25年 4月 1日
オレンジ薬局 高 の原店	奈良県奈良市右京1-4 サンプラザひまわり 館3-F号室	平成25年 4月 1日

(平成25年 4月15日揭示済)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
ちえクリニック	奈良県奈良市柏木町519 -21	平成25年 4月 1日
あべ皮膚科クリニッ ク	奈良県奈良市大安寺町 515-2-101	平成25年 4月 1日
ひだ歯科 インプ ラントクリニック	奈良県奈良市宝来四丁目 7-6	平成25年 4月 1日

奈良市告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 4月15日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年 4月 1日 平成25年 4月 1日
オレンジ薬局 高の原店	奈良県奈良市右京一丁目4 サンプラザひまわり 館3-F号室		
株式会社ブチファーマシ スト	大阪府大阪市北区芝田2- 8-10光栄ビル1階		

(平成25年 4月15日揭示済)

奈良市告示第274号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定によ

り特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成25年 4月15日

奈良市長 仲川 元庸

区 域	区 分	月 日(曜日)	時 間	場 所
月ヶ瀬地区 及び都祁地 区を除く市 内全域	質量計	5月16日(木)から7月 3日(水)まで	午前9時30分から午後4時まで	質量計の所在場所
		7月4日(木)	午前10時から正午まで及び午後 1時から午後3時まで	奈良県農業協同組合田原 支店
		7月5日(金)	午前10時から正午まで	柳生公民館
			午後1時30分から午後3時30分 まで	東部出張所
		7月8日(月)	午前10時から正午まで及び午後 1時から午後3時まで	鼓阪小学校

	7月9日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	南部公民館
	7月10日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	平城連絡所
	7月11日(木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	都跡公民館
	7月12日(金)	午前10時から正午まで	伏見連絡所
	7月16日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	鶴舞小学校
	7月17日(水)から7月19日(金)まで	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	ならまちセンター
	7月23日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	富雄公民館
	7月24日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐保小学校
	7月25日(木)	午後1時から午後3時まで	春日公民館
	7月26日(金)及び7月29日(月)から7月31日(水)まで	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(平成25年4月15日揭示済)

(平成25年4月9日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項部長、保健所長及び会計管理者共通の部分に次の2号を加える。

㉓ 公有財産の一時的な使用貸借及び1件貸借料の年額又は総額800万円未満の財産の賃貸借

㉔ 賃貸借契約に基づく貸借料の支出負担行為の決定

第4条第1項総務部長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月9日から施行し、この訓令による改正後の奈良市事務専決規程の規定は、同年4月1日から適用する。

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市法令審査会規程の一部を改正する訓令

奈良市法令審査会規程（昭和59年奈良市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号を次のように改める。

(1) 統括官

第2条第4項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法令遵守監察監

附 則

この訓令は、平成25年4月9日から施行する。

(平成25年4月9日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規

定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年 4月 4日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 松村 和夫
同 井上 昌弘

保育所・幼稚園課 (旧保育課分)

監査結果公表日 平成24年 6月25日 (奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成25年 3月11日

【監査の結果】	【措置の内容】
保育料 (民生費負担金) の滞納繰越分の収入未済については、平成23年10月より保育課で一括管理されているが、収入未済額が増えており、一層の徴収努力を要望する。	平成24年 4月よりコンビニ収納を開始し保護者が納付しやすい環境を整備するとともに、督促、催告を徹底強化した。また、一括納付が困難な保護者が納付しやすいよう分納相談にも応じている。さらに、高額滞納者については債権整理課へ移管し未収債権の滞納整理事務を専門に行った。

協働推進課

監査結果公表日 平成24年12月27日 (奈良市監査委員告示第19号)

措置結果通知日 平成25年 2月27日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良市ボランティアセンターの指定管理において、業務仕様書にあるエレベーター保守点検業務、防火対象物・消防設備点検業務、機械設備保守点検管理業務、清掃業務及び機械警備業務について、指定管理者から業務完了の報告を受けていなかった。特に、エレベーターや防火対象物・消防設備の点検結果は、利用者の安全に関わることであり、点検の適切な実施やその結果の確認のため、報告書の提出を受けるよう改められた。	奈良市ボランティアセンターの指定管理者から、業務仕様書にあるエレベーター保守点検業務、防火対象物・消防設備点検業務、機械設備保守点検管理業務、清掃業務及び機械警備業務について、業務終了の都度報告書の提出を受けるよう改められた。

西部図書館

監査結果公表日 平成24年12月27日 (奈良市監査委員告示第19号)

措置結果通知日 平成25年 3月 8日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 同館の公金等取扱マニュアルによると、図書複写申込書の枚数と複写料金、借用資料事故届と図書弁償金を、金銭登録機 (レジスター) の精算金額と合致しているかを確認し、日々、金種表を作成し、確認することとなっているが、1週間分をまとめて確認していた。また、図書複写申込書の日付の記載に誤りが見受けられた。加えて、これらの歳入に係る資料のうち、日々の金銭登録機 (レジスター) の精算金額の打出し表を確認できなかった。公金等取扱マニュアルに則った手順をとるとともに、適正な事務処理を徹底されたい。	(1) 図書複写申込書の枚数と複写料金、借用資料事故届と図書弁償金を、金銭登録機 (レジスター) の精算金額と合致しているかを確認し、日々、金種表を作成し、館長がその都度、確認することを徹底しました。 また、日々の金銭登録機 (レジスター) の精算金額の打出し表は、金種表の裏に貼り付けるようにしました。
(2) 利用者は、借りた図書を紛失又は毀損した場合には、借用資料事故届を提出することとなっているが、借用資料事故届とは別の書式 (以前に使用していた様式) を提出させているものが多く見受けられた。統一した事務処理をされたい。	(2) 残っていた別の書式 (図書弁償記録) の用紙を廃棄し、借用資料事故届を使用することを徹底しました。

(平成25年 4月 4日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 4 号

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 4月 9日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程 (昭和60年奈良市水道局管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「ただし、開発事業によるもの以外については、産出額の70パーセントに相当する額」を削る。

別表中

500万円以下の場合	14.0%
500万円を超え 1,000万円以下の場合	13.5%
1,000万円を超え 4,000万円以下の場合	13.0%
4,000万円を超え 10,000万円以下の場合	12.5%
10,000万円を超え 20,000万円以下の場合	12.0%
20,000万円を超える場合	11.5%

500万円以下の場合	14.38%
500万円を超え 1,000万円以下の場合	13.60%
1,000万円を超え 5,000万円以下の場合	11.80%
5,000万円を超える場合	管理者の定める率

改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成25年6月1日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の規定は、この規程の施行の日以後における工事申込みに係る分について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。
(平成25年4月9日揭示済)

奈良市水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成25年4月9日

奈良市水道事業管理者
池田 修

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役社長 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 藤田 秀一 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

を
に

株式会社サークルKサンクス
代表取締役社長 竹内 修一
神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役社長 中居 勝利
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
代表取締役社長 丸谷 智保
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ
代表取締役社長 水野 涉
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役会長 上田 準二
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒 真司
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 阿部 信行
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 C E O 新浪 剛史

委 託 期 間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(平成25年4月9日揭示済)

奈良市水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成25年4月9日

奈良市水道事業管理者
池田 修

水道メータの計量業務を委託する者

住所 奈良市来迎寺町181番地

氏名 山本 甚次

(委託期間) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(委託区域) 奈良市都祁南之庄町、奈良市都祁甲岡町、奈良市来迎寺町、奈良市都祁友田町の一部、奈良市針町の一部

住所 奈良市蘭生町1534番地

氏名 倉西 俊富

(委託期間) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(委託区域) 奈良市都祁友田町の一部、奈良市藺生町の一部
住所 奈良市都祁小山戸町1127番地
氏名 村上 良則
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市藺生町の一部、奈良市都祁小山戸町、奈良市都祁相河町
住所 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の38
氏名 増田 晴美
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市都祁吐山町、奈良市都祁こぶしが丘
住所 奈良市都祁白石町409番地
氏名 上田 多規子
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市都祁白石町の一部、奈良市針町の一部
住所 奈良市針町2237番地の 1
氏名 辰己 真樹
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市都祁白石町の一部、奈良市針町の一部
住所 奈良市小倉町618番地
氏名 今西 みや子
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市小倉町、奈良市上深川町の一部
住所 奈良市上深川町1014番地
氏名 神殿 晴行
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市上深川町、奈良市下深川町、奈良市小倉町の一部
住所 奈良市荻町841番地
氏名 岩野 富雄
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市針ヶ別所町、奈良市荻町、奈良市都祁馬場町
住所 奈良市都祁白石町224番地の 1
氏名 福井 久郎
(委託期間) 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
(委託区域) 奈良市都祁白石町の一部
(平成25年 4月 9日掲示済)

地方公営企業会計制度の見直しに係る支援業務委託について、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年 4月15日

奈良市水道事業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 件 名 地方公営企業会計制度の見直しに係る支援業務委託
- 2 場 所 奈良市法華寺町264番地 1 奈良市水道局
- 3 履行期間 平成25年 5月16日から平成26年 3月31日まで
- 4 業務内容 地方公営企業会計制度の見直しに係る支援業務委託仕様書のとおり

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の1～4の条件を全て満たすものであること。

- 1 近畿2府4県内に本社又は支店・営業所等を有していること。
- 2 二人以上の公認会計士が在籍していること。
- 3 地方公営企業会計制度の見直しに係る支援等業務委託の実績又は過去5年以内に地方独立行政法人の会計監査実績があること若しくは地方公共団体に対し地方公営企業会計制度の見直しについての説明会等を実施し、それらの実績について証明できる書類が提出できること。
- 4 「地方公営企業会計制度の見直しに係る支援業務委託についての一般競争入札実施要領」(以下「要領」という。)の「②入札参加申込み」の「2 入札参加資格」①～⑦のいずれにも該当しないこと。

※要領は、奈良市水道局ホームページ (<http://www.h2o.nara.nara.jp/>) からダウンロードできます。

第3 入札関係書類の配布場所及び配布期間

- 1 配布場所 奈良市水道局ホームページからダウンロードしてください。
- 2 配布期間 平成25年 4月15日(月)から同年 4月23日(火)まで

第4 入札参加申込みの方法及び審査

- 1 要領「②入札参加申込み」の「3 入札参加申込方法」の定めるところに従い、一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、「第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の全条件を満たす者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出してください。

(1) 提出期間 平成25年 4月15日(月)から同年 4月24日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後

1時までを除く。)

(2) 提出場所 奈良市水道局 業務部経理課入札係
(奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局本局1階)

2 提出期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加申込みを行った者に対して、入札参加資格に関する所定の審査を行います。

入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

入札参加資格に関する審査を行った後、一般競争入札参加資格審査結果通知書等を平成25年4月26日(金)までに発送します。

第5 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、要領の定める様式によって、電子メールにより提出してください。

1 提出先 奈良市水道局業務部経理課
(奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局1階)

メールアドレス suidou-keiri@city.nara.lg.jp

2 受付期間 平成25年4月15日(月)から同年4月19日(金)午後5時まで

3 回答日 平成25年4月23日(火)
すべての質問と回答を取りまとめた内容を入札参加者全員に電子メールで回答します。

第6 入札に関する事項

1 入札方法 持参入札
入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字を記入し、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 再度入札 再度入札は2回を限度とします。

第7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

第8 開札の日時及び場所

平成25年5月13日(月)午前10時
奈良市水道局4階 大会議室北側

以下省略

(平成25年4月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第7号

平成25年4月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年4月12日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成25年4月16日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟6階 第1研修室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成25年度市民体育大会実施について

(2) 「奈良市幼保再編実施計画(案)」に対する意見募集の結果について

(3) 指定管理者への徴収事務の委託について

(4) 奈良市指定文化財の指定解除について

議事

議案第4号 平成25年度学校施設開放運営協議会委員及び管理指導員の委嘱について

議案第5号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 3月~4月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年4月12日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会平成25年4月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成25年4月5日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田善至

1 日時

平成25年4月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

- 3 審議案件
- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(3月専決処理分)
 - (5) 水田利用転換届出について(3月専決処理分)
 - (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (7) 知事許可について(3月許可分)
- (平成25年4月5日揭示済)

議 会

奈良市議会規程第3号

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程を次のように定める。

平成25年4月5日

奈良市議会議長 土田 敏 朗

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程(平成14年奈良市議会規程第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市議会議員の政治倫理に関する条例(平成25年奈良市条例第43号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第4条第2項に規定する辞退届は、第1号様式とする。

(関係企業報告書)

第3条 条例第4条第3項に規定する関係企業報告書は、第2号様式とする。

(関係企業変更報告書)

第4条 条例第4条第4項に規定する関係企業変更報告書は、第3号様式とする。

(宣誓書)

第5条 条例第5条第1項に規定する宣誓書は、第4号様式とする。

(調査請求)

第6条 条例第6条第1項に規定する調査請求書は、第5号様式とする。

2 調査請求書には、条例第6条第1項の規定による請求(以下「調査請求」という。)をしようとする市民が署名(視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印をしなければならない。

(調査報告書の閲覧)

第7条 条例第11条第3項の規定による調査報告書の閲覧は、調査報告書の写しの送付を受けた日の翌日(奈良市

の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日)からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 調査報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 調査報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(説明会の開催請求)

第8条 条例第7条第1項(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、開催請求書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第3項(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、市民開催請求書(第7号様式)により行うものとする。

3 市民開催請求書には、条例第7条第3項(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする市民及びその代表者が署名及び押印をしなければならない。この場合において、市民開催請求書にする署名は、条例第7条第4項に規定する期間内に行われたものでなければならない。

(開催請求書等の受理後の手続)

第9条 議長は、条例第7条第2項及び第5項(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定により説明会(以下単に「説明会」という。)を開催することを決定したときは、開催予定日の14日前までに、説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知させるための広報をしなければならない。この場合において、その決定が市民による開催の請求に基づくものであるときは、当該請求をした市民に通知しなければならない。

2 議長は、条例第7条第3項(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定により市民から開催請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、開催請求をした市民が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

3 議長は、開催請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開催請求を却下する。

(1) 市民開催請求書に有権者100人以上の連署がないとき。

(2) 市民開催請求書の記載事項に不備があるとき。

4 議長は、開催請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、開催請求をした市民に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

5 議長は、第3項の規定による却下をしたときは、その旨を開催請求をした市民に書面により通知する。

(補佐人による議員の説明の補佐)

第10条 議員は、補佐人を説明会に出席させて、説明を補

佐させることができる。

- 2 議員は、補佐人を説明会に出席させようとするときは、あらかじめ書面で、その旨を議長に通知するものとする。
- 3 補佐人の資格は、書面で証明しなければならない。
(議長の議事整理権)

第11条 議長は、説明会の議事を整理し、説明会場の秩序を保持し、説明会に関する事務を統括する。

- 2 説明会に出席した市民、議員又は補佐人は、議長が前項の規定に基づいて行う指示に従わなければならない。
(写しの交付等)

第12条 条例第11条第3項の規定により閲覧に供する調査報告書の写しの交付を請求しようとする者(以下「複写請求者」という。)は、複写申込書(第8号様式)を議長に提出するものとする。

- 2 複写請求者は、別表に定める調査報告書の写しの作成に要する費用を負担するものとする。
- 3 前項の費用は、調査報告書の写しの作成の際これを納入しなければならない。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
(公表の方法)

第13条 条例第5条第2項、条例第10条第3項及び条例第11条第1項の規定による公表並びに第9条第1項の規定による広報は、次に掲げる方法のうち適当な方法により行うものとする。

- (1) ホームページ掲載

- (2) 市又は議会の広報紙掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法
(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月5日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	金額
写しの作成	1枚(片面)につき 10円

第1号様式(第2条関係)

(宛先) 奈良市議会議長

日
月
年

奈良市議会議員

(関係者)

企業名等

※
役 職 名

住 所 名

氏 名

(続柄等)

届 出 辞 退

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、市に対する
請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退することを届け出ます。

※ 役員に就任している場合に、記載してください。

第2号様式(第3条関係)

(宛先) 奈良市議会議員

奈良市議会議員

関係企業報告書

年 月 日

㊤

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 企業名等
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 役職名
- 5 関係事項

- (1) 本人が役員をしている
- (2) 本人が実質的に経営に携わっている

- 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第1項第1号に該当
(資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している)
- 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第1項第2号に該当
(年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを收受している)
- 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第1項第3号に該当
(経営方針又は主要な取引に関与している)

- (3) 親族等が役員をしている

統柄 (配偶者・1親等・2親等)

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議員

奈良市議会議員

関係企業変更報告書

㊤

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

変更年月日	年 月 日
変更理由	変更前
	変更後
変更内容	

第4号様式 (第5条関係)

年 月 日

宣 誓 書

奈良市議会議員

㊟

私は、奈良市議会議員の政治倫理に関する条例に規定する次の事項を遵守すること
を固く誓います。

- 1 政治倫理規準
- 2 請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項
- 3 その他条例に定められている事項

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

住 所
氏 名

㊟

調 査 請 求 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり
調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる事由
 - 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第3条に規定する政治倫理規準
 - 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第4条に規定する請負契約等及び指定
管理者の指定に関する遵守事項
- 2 調査請求の対象議員及び対象となる事由の内容
- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料
別添のとおり

第 6 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

奈良市議会議員

㊟

開 催 請 求 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第 7 条第 1 項 (条例第 8 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

第 7 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

(説明会開催請求代表者)

住 所

氏 名 ㊟

市 民 開 催 請 求 書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第 7 条第 3 項 (条例第 8 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、別紙のとおり有権者の署名を添えて、説明会の開催を請求します。

説明を求めめる議員 (氏名)

議員

説明会開催請求者署名簿

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例第7条第3項（条例第8条において準用する場合を含む。）により（氏名）議員の市民に対する説明会の開催を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

（説明会開催請求代表者）

住 所
氏 名 ㊟

奈良市議会議長が、選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるとについて、同意します。

有権者であることの確認欄	
--------------	--

奈良市議会議長が、選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるとについて、同意します。

有権者であることの確認欄	番号	署名年月日	住所	氏名	印

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
 2 氏名は、自署すること。
 3 有権者であることの確認欄は、記入しないこと。

第8号様式 (第12条関係)

日
月
年

(宛先) 奈良市議会議長

(請求者)

住所
氏名

印

複写申込書

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第12条第1項の規定に基づき、次のとおり写しの交付を請求します。

(平成25年 4月 5日 揭示済)

奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月10日

奈良市議会議長 土田 敏朗

奈良市議会規則第1号

奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良市議会傍聴規則(昭和49年奈良市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第12条に次の1項を加える。

- 2 議長は、地方自治法第130条第1項又は前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(議長のとる臨機の処置)

第13条 この規則に規定しないものであつても議長が必要と認めるときは、臨機の処置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年 4月10日 揭示済)

奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月10日

奈良市議会議長 土田 敏朗

奈良市議会規則第2号

奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良市議会常任委員会傍聴規則(平成23年奈良市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「委員会」という。)」を「(常任委員会に設けられた分科会を含む。以下「委員会」という。)」に改める。

第5条中「第12条まで」を「第13条まで」に、「第7条第2項」を「第7条第2項から第4項まで」に、「及び第12条」を「、第12条及び第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年 4月10日 揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。